

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 基幹放送普及計画の一部を改正する告示案（新旧対照表）
- ・ 基幹放送用周波数使用計画の一部を改正する告示案（新旧対照表）
- ・ 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（新旧対照表）

2 意見公募の主旨・目的・背景

(1) 基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）

ア 放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止関係

放送大学学園においては、平成 30 年 9 月 30 日までに超短波放送及び地上デジタルテレビジョン放送による放送番組を終了し、平成 30 年 10 月 31 日までに特定地上基幹放送局を廃止する予定であることから、基幹放送普及計画における関連規定の削除を行うもの。

イ 放送大学学園の衛星基幹放送に係る指針の変更関係

放送大学学園の衛星基幹放送によるテレビジョン放送については、現行規定上、高精細度テレビジョン放送に加えて、高精細度テレビジョン放送を行わない場合に限り標準テレビジョンを行えることとなっているが、放送大学学園より、平成 30 年 10 月 1 日から高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送を同時に実施したい旨の申請があったところ、その実施が可能となるよう規定の整備を行うもの。

(2) 基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）

ア 放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止関係

放送大学学園においては、平成 30 年 9 月 30 日までに超短波放送及び地上デジタルテレビジョン放送による放送番組を終了し、平成 30 年 10 月 31 日までに特定地上基幹放送局を廃止する予定であることから、当該放送局が使用する周波数に係る規定の削除を行うもの。

イ 中波放送における外国波混信対策に係る中継局の開設関係

中波放送の放送対象地域における超短波放送用周波数を用いた外国波混信対策について、離島を放送区域とする中継局の開設を可能とするための規定の整備を行うもの。

ウ 福岡県における地上デジタルテレビジョン放送の混信の解消関係

福岡県宗像市及び太宰府市における地上デジタルテレビジョン放送について、外国からの電波の異常伝搬現象による混信の発生が確認されたことから、当該混信を解消するため、宗像中継局のチャンネル変更（リパック）及び太宰府中継局の空中線電力の増力（1Wから10Wに増力）を行うための規定の整備を行うもの。

(3) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

中波放送における外国波混信対策に係る中継局の開設関係

中波放送の放送対象地域における超短波放送用周波数を用いた外国波混信対策について、離島を放送区域とする中継局の開設を可能とするための審査基準の整備を行うもの。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：chi-jou-hoso-menkyo_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 地上放送課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 地上放送課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5794

総務省 情報流通行政局 地上放送課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成29年12月23日(土)から平成30年1月26日(金)まで(必着)

※郵送の場合も必着とさせていただきます。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局 地上放送課、放送技術課及び衛星・地域放送課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である告示案等以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省情報流通行政局地上放送課

担 当：福島、齋藤

電 話：03-5253-5793

F A X：03-5253-5794

電子メールアドレス：chi_jou-hoso-menkyo_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
地上放送課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「基幹放送普及計画の一部を改正する告示案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見